

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	感染症医療費公費負担事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、感染症医療費公費負担に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

感染症医療費公費負担事務において取り扱う全ての事務従事者に対しては、守秘義務を課している。

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和8年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症医療費公費負担に関する事務
②事務の概要	【1】感染症法に基づく入院患者の医療費公費負担に関する事務 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、入院患者に対する医療費の公費負担を行う。患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報や市町村民税に関する情報の調査を行い、申請に係る事実についての審査を行う。 【2】Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、大分市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	・特定個人情報の管理はExcel、照会は中間サーバー、基幹系端末（市町村民税、住民基本台帳） ・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
入院勧告者等関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表105の項 ・番号利用法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会及び提供の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2の表137の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開室 住所:大分市荷揚町2番31号 電話: 097-537-5797
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部保健予防課 住所:大分市荷揚町6番1号大分市保健所 電話:097-536-2851
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、メール等で離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I 関連情報 1.	Excelファイル	特定個人情報の管理はExcel、照会は中間サーバー、基幹系端末(市町村民税、住民基本台帳)	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報 4.	実施しない	実施する	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報 4.		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2 項番97 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 1	令和3年8月6日 時点	令和3年11月25日 時点	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 2	令和3年8月6日 時点	令和3年11月25日 時点	事後	
令和4年10月7日	II しきい値判断項目 1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年10月7日	II しきい値判断項目 1	令和3年11月25日 時点	令和4年10月7日 時点	事後	
令和4年10月7日	II しきい値判断項目 2	令和3年11月25日 時点	令和4年10月7日 時点	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 3.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第52条第1号から第4号	番号利用法第9条第1項 別表105の項	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和6年9月30日	I 関連情報 4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2 項番97 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条	情報照会及び提供の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年9月2日	IVリスク対策 9. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和8年9月30日	I 関連情報 1. ①	【1】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。))に基づき、入院患者に対する医療費の公費負担を行う。患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報や市町村民税に関する情報の調査を行い、申請に係る事実についての審査を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する ①感染症法に基づく入院患者の医療費公費負担に関する事務	【1】感染症法に基づく入院患者の医療費公費負担に関する事務 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。))に基づき、入院患者に対する医療費の公費負担を行う。患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報や市町村民税に関する情報の調査を行い、申請に係る事実についての審査を行う。 【2】Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、大分市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年9月30日	I 関連情報 1. ③	・特定個人情報の管理はExcel、照会は中間サーバー、基幹系端末(市町村民税、住民基本台帳)	・特定個人情報の管理はExcel、照会は中間サーバー、基幹系端末(市町村民税、住民基本台帳) ・Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和8年9月30日	I 関連情報 3.	・番号利用法第9条第1項別表105の項	・番号利用法第9条第1項別表105の項 ・番号利用法第19条第6号	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1	令和4年10月7日 時点	令和8年9月1日 時点	事前	
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2	令和4年10月7日 時点	令和8年9月1日 時点	事前	
令和8年9月30日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	〔 〇 〕 委託しない	十分である	事前	